

障害者総合支援法における地域生活支援事業 (特に意思疎通支援関係)について

厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部
企画課自立支援振興室 社会参加支援係

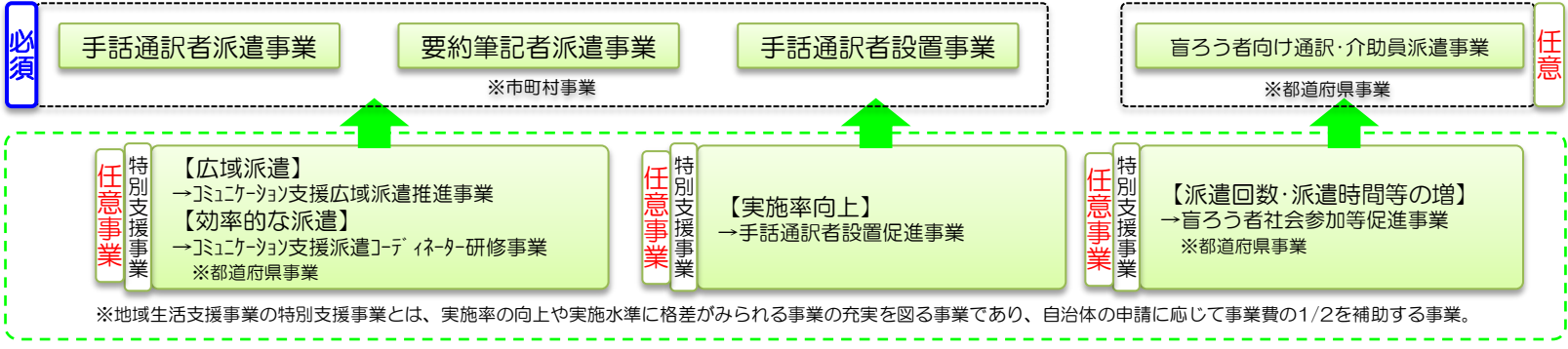
※平成24年12月18日現在の案であり、概要である。

今後、年度末までに実施要綱、意思疎通支援を行う者の派遣に係るガイドラインをお示しすることとしている。

障害者自立支援法のコミュニケーション支援(概要)

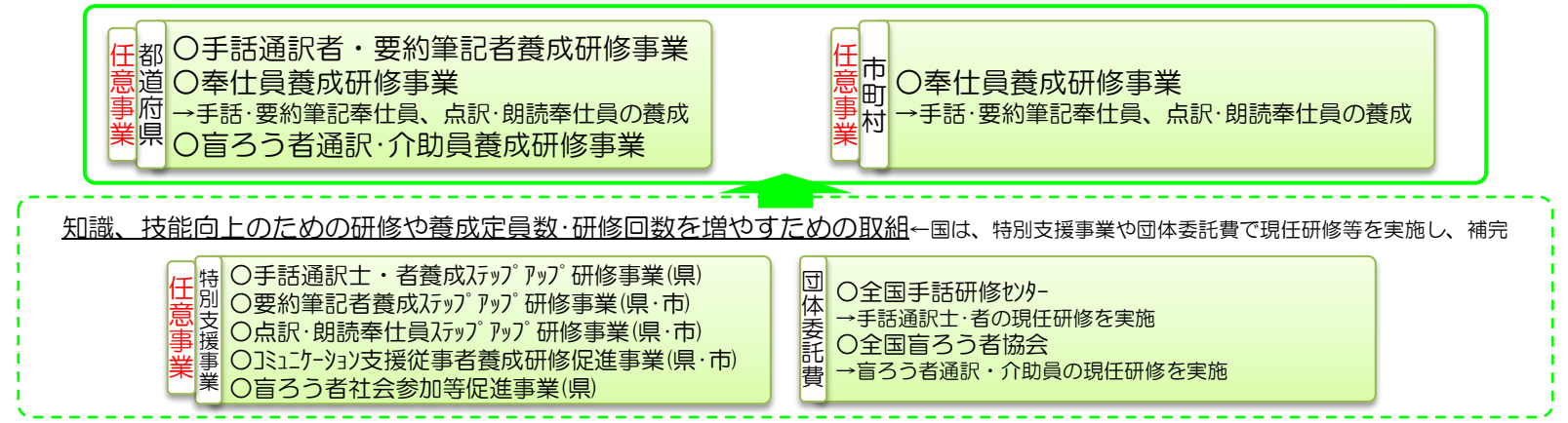
都道府県・市町村で支援者の派遣

地域生活支援事業



都道府県・市町村で養成研修を実施【任意】

地域生活支援事業

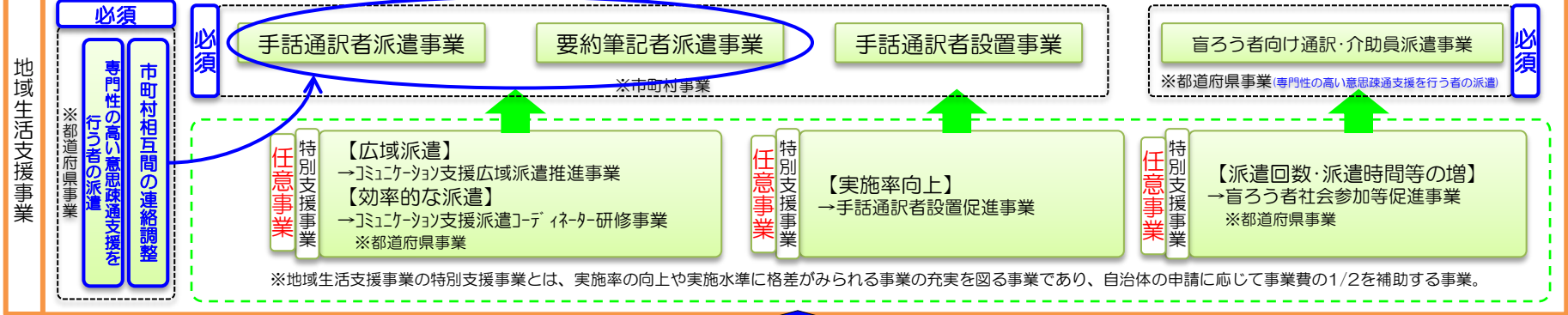


国で指導者を養成

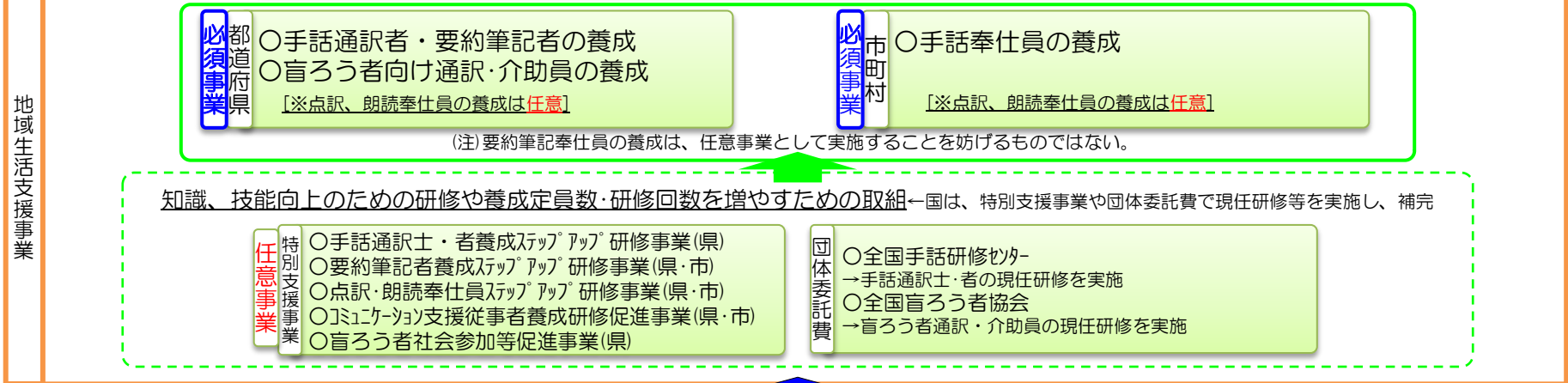
- 団体会託費**
- 社会福祉法人 全国手話研修センター（手話奉仕員・手話通訳者の指導者養成を実施）
 - 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター（要約筆記者の指導者養成を実施）
 - 社会福祉法人 全国盲ろう者協会（盲ろう者通訳・介助員の養成を実施）
 - ※盲ろう者協会主催の研修修了者は指導者として活用が可能
- 国**
- 国立障害者リハビリテーションセンター（盲ろう者通訳・介助員の指導者養成を実施）

障害者総合支援法の意味疎通支援(概要) (平成25年4月1日～)

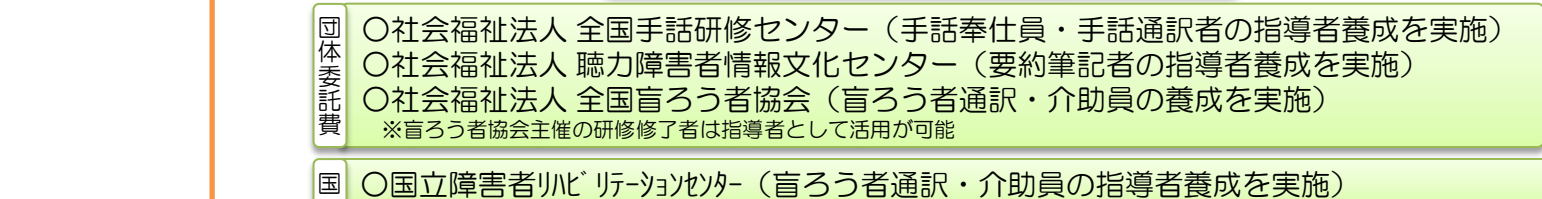
都道府県・市町村で支援者の派遣



都道府県・市町村で養成研修を実施【必須】



国で指導者を養成



障害者総合支援法の意味疎通支援の内容(概要①)

※地域生活支援事業の必須事業として実施するものを整理している。

		手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字
養成	市町村 【意思疎通支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け※1 通訳・介助員の養成
設置	市町村 【意思疎通支援を行う者の設置】	手話通訳者の設置 (手話通訳士を含む)	※2	※2
	都道府県	—	—	—
派遣	市町村 【意思疎通支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣 (手話通訳士を含む)	要約筆記者の派遣	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	・複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、 研修、講演、講義等 ・市町村が派遣できない場合 などへの派遣を想定。		盲ろう者向け 通訳・介助員の派遣
連絡調整	都道府県 【派遣に係る市町村相互間の連絡調整】	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。		—

(※1)盲ろう者向け通訳・介助員の養成については、現在、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムを検討中であり、年度末までにお示しすることとしている。

(※2)意思疎通支援を行う者の設置については、手話通訳者の設置が望ましいが、要約筆記、触手話及び指点字等を行う支援者等の設置についても必要に応じて設置すれば、必須事業を実施したものとして取り扱われる。

障害者総合支援法の意味疎通支援の内容(概要②)

【手話通訳関係】

		必須事業	任意事業(特別支援事業)
養成	市 町 村	手話奉仕員の養成	コミュニケーション支援従事者養成研修促進事業
	都 道 府 県	手話通訳者の養成	手話通訳士・手話通訳者養成ステップアップ研修事業 コミュニケーション支援従事者養成研修促進事業
設置	市 町 村	手話通訳者(手話通訳士を含む)の設置	手話通訳者設置促進事業
	都 道 府 県	—	手話通訳者設置促進事業
派遣	市 町 村	手話通訳者(手話通訳士を含む)の派遣	コミュニケーション支援広域派遣推進事業
	都 道 府 県	複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等への派遣、市町村が派遣できない場合などへの派遣を想定。	コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業 コミュニケーション支援広域派遣推進事業
連絡調整	都 道 府 県	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。	—

【要約筆記関係】

		必須事業	任意事業(特別支援事業)
養成	市 町 村	—(要約筆記奉仕員の養成は、任意事業として実施できる。)	要約筆記者養成ステップアップ研修事業
	都 道 府 県	要約筆記者の養成	要約筆記者養成ステップアップ研修事業
設置	市 町 村	—	—
	都 道 府 県	—	—
派遣	市 町 村	要約筆記者の派遣	コミュニケーション支援広域派遣推進事業
	都 道 府 県	複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等への派遣、市町村が派遣できない場合などへの派遣を想定。	コミュニケーション支援派遣コーディネーター研修事業 コミュニケーション支援広域派遣推進事業
連絡調整	都 道 府 県	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。	—

【触手話及び指点字関係】

		必須事業	任意事業(特別支援事業)
養成	市 町 村	—	—
	都 道 府 県	盲ろう者向け通訳・介助員の養成	盲ろう者社会参加等促進事業(通訳・介助員養成促進事業)
設置	市 町 村	—	—
	都 道 府 県	—	—
派遣	市 町 村	—	—
	都 道 府 県	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	盲ろう者社会参加等促進事業(通訳・介助員派遣利用促進事業)